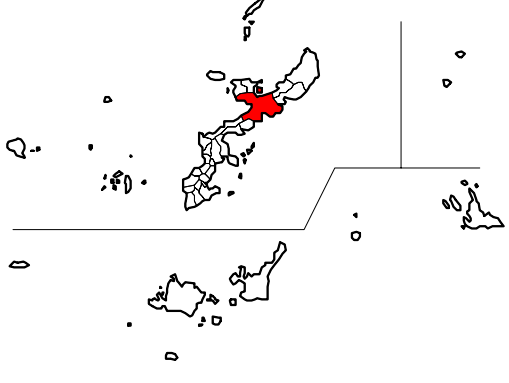


名護市 I T 人材育成特区

都道府県名：	沖縄県	
申請主体名：	名護市	
区域の範囲：	名護市の全域	

特区の概要： 名護市では、平成 14 年施行された沖縄振興特別措置法により、「情報通信産業特別地区」の指定を受け国際情報通信・金融特区構想が推進されている。また、I T 企業を市に誘致することで、雇用機会の増大を図っているところであり、さらに沖縄県の推進する沖縄県マルチメディア構想のもと、I T 人材の育成に努めている。このため、I T 人材の育成をより一層推進することにより、知的産業の集積を図り、豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、経済の発展を目指す。

適用される規制の特例措置： ・ 講座修了者に対する基本情報技術者試験の一部免除



情報処理技術者試験 合格を目指す学生達



I T 資格に関連する講座の様子